

香川県成年後見法人後見支援業務委託に係る公募について(公告)

次のとおり受託者を公募します。

令和6年4月23日

香川県知事 池田豊人

1 公募に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度香川県成年後見法人後見支援業務
- (2) 業務期間 契約締結日～令和7年3月31日
- (3) 業務の概要 別添「成年後見法人後見支援業務仕様書」のとおり

2 応募資格

社会福祉法人又は特定非営利活動法人等営利行為を目的としない事業を行う法人であつて、次の各号のすべてに該当する者としてします。

- (1) 県内に本店又は営業所、活動拠点を有する法人
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立てが成されていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づき再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者
- (6) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者

3 応募方法

応募意思表明書を香川県健康福祉部障害福祉課に持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。

(受付期間) 令和6年4月24日(水)から令和6年4月30日(火)まで(土・日曜日を除く。)

(受付時間) 8:30～12:00、13:00～17:15

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 応募・照会先

〒760-8570 高松市番町4-1-10

香川県健康福祉部障害福祉課 総務・県立施設グループ(中村)

TEL 087-832-3291 FAX 087-806-0240